

2024年3月19日  
株式会社西四国マツダ

景品表示法に基づく措置命令について

平素は格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

2024年（令和6年）3月18日、株式会社西四国マツダ（以下、「当社」）は、お客様に提供した「車両用クレベリン」（車室内消臭・除菌商品を目的としたアフターサービス商品、以下、当該商品）の効果・効能表示について、不当景品類及び不当表示防止法（以下 景品表示法）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたとして、消費者庁より、同法第7条第1項に基づく措置命令を受けました。

この度は、お客様、お取引先様ならびにすべてのステークホルダーの皆様にご迷惑とご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

1. 措置命令の対象商品

車両用クレベリン 2018年(平成30年)9月より販売

2. 措置命令の対象となる事実

車両用のクレベリンを提供するに当たり、令和4年12月20日、令和5年1月30日、同年4月12日及び同月19日から同年7月20日までの間、自社ウェブサイトにおいて、当該商品の画像と共に、「クレベリン車内除菌」、「丸洗いでできない車内、シートを除菌・消臭してみませんか?」および「効果約3か月」と表示することにより、あたかも、当該商品の除菌効果等が約3か月持続できるかのような誤解を招きやすい表示をしていたことが、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

当社としてこの度の措置命令を重く受け止め、今後このようなことが起きることがないように、再発防止を図ってまいります。尚、当該商品につきましては、当社ウェブサイトから当該商品に関する表示を削除するとともに、その取扱いを終了しております。

[本件に関するお問い合わせ先] 株式会社西四国マツダ 管理部 平川 勝彦

受付時間 10時～17時（12時～13時及び火・水を除く）TEL089-969-1523

以 上